

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	34 広島県
--------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境県民局 人権男女共同参画課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 3 人、兼任 1 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島県男女共同参画施策推進協議会
設 置 年 月 日・根 拠	平成 23 年 4 月 1 日 根拠: 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱
長 の 役 職	環境県民局県民生活部長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	広島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 6 月 10 日
構 成 員	10 人 (女性 5 人、男性 5 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 28 年 3 月		
名 称	広島県男女共同参画基本計画(第3次)		
改定・見直しの予定時期	平成 28 年 3 月 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島県男女共同参画基本条例		
	公 布 日	平成 13 年 12 月 21 日		
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日		
	改 正 日	平成 年 月 日		
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月		
	制定等について検討中(あれば、具体的に) 特に検討していない			

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1	平成27年4月1日	2	平成27年5月1日	③	その他:平成27年6月1日
目 標 値	平成 27 年度まで	30 %	平成 年度まで	%	平成 年度まで	%			
根 拠	広島県男女共同参画基本計画(第3次)								
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律により設置されている審議会等								
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (89)	うち女性委員を含む審議会等数 (84)					
			延総委員等数 (1,088)	延女性委員等数 (371)	女性比率 (34.1)				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (68)	うち女性委員を含む審議会等数 (68)					
			延総委員等数 (769)	延女性委員等数 (281)	女性比率 (36.5)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数 (36)	うち女性委員を含む審議会等数 (31)					
			延総委員等数 (818)	延女性委員等数 (236)	女性比率 (28.9)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (7)					
			延総委員等数 (75)	延女性委員等数 (13)	女性比率 (17.3)				
目標値以外の目標設定									
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 一部・非公表) ・ 無 ・ 作成予定有							
	人材名簿が有る場合	掲載人数	887 人 (平成 27 年 4 月現在)						
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 ○ 委員の公募 有 ・ 無 ○ その他 []							

注(*) 平成27年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		①	平成27年4月1日	2	平成27年5月1日	3	その他:平成 年 月 日				
		女 性 管 理 職 の 内 訳											
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理 職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職				
				(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比率	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性比率	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性比率	
本 庁	計	257	15	5.8	33	1	3.0	43	2	4.7	181	12	6.6
	うち一般行政職	197	14	7.1	12	1	8.3	40	2	5.0	145	11	7.6
支庁・地方 事務所等	計	193	11	5.7	16	0	0.0	27	2	7.4	150	9	6.0
	うち一般行政職	91	4	4.4	0	0		18	0	0.0	73	4	5.5
全 体	計	450	26	5.8	49	1	2.0	70	4	5.7	331	21	6.3
	うち一般行政職	288	18	6.3	12	1	8.3	58	2	3.4	218	15	6.9
再 掲	警察関係	80	1	1.3	34	0	0.0	0	0		46	1	2.2
	教育委員会	41	7	17.1	1	0	0.0	5	0	0.0	35	7	20.0

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード ①平成27年4月1日 2 平成27年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender count (うち女性数), and gender ratio (女性比率) for various departments like 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成26年4月1日～27年3月31日

Table showing the number of newly promoted staff (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) and their gender ratios across different departments.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table for recording consideration factors for promotion and grade advancement, including performance, interviews, and other specific items.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成26年4月1日～27年3月31日

Small table showing the number of candidates for promotion and grade advancement exams.

(2)女性公務員の採用状況

平成26年4月1日～27年3月31日

Table showing the adoption status of female public employees, including total numbers and gender ratios for various levels and departments.

(3)女性採用・登用のための措置

※1～7の実施の有無についてそれぞれ○をつけてください。

Large table detailing measures for female employment and promotion, including target setting for specific departments and management positions.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	広島県女性総合センター		愛称・通称	エソール広島				
設置年月日	平成 元 年 4 月 1 日		施設形態	単独施設 ○ 複合施設				
所在地等	郵便番号： 730-0043 住 所： 広島県広島市中区富士見町11番6号 電話番号： 082-242-5262 FAX番号： 082-240-5441 ホームページ： http://www.essor.or.jp/							
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：)) 指定管理者(名称：)) ○ その他(普通財産の無償貸付：公益財団法人広島県男女共同参画財団)) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) 指定管理者(名称：)) ○ その他(補助：公益財団法人広島県男女共同参画財団))							
職 員 数	常勤	8 人、	非常勤	1 人	予算額	平成27年度	125,860	千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項： ホームページの運営, 情報誌「エソール」の発行, メールマガジンの発行)) ○ 2. 講座(主な事項： エソールひろしま大学(基礎講座, 応用講座), 男女共同参画・地域支援講座, メンタルサポーター養成講座)) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話相談, 面接相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： エソールひろしま情報センターの運営)) ○ 5. 苦情処理(主な事項：)) ○ 6. 交流促進(主な事項： 活動交流支援センターの運営, チャレンジ支援事業)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 他機関連携講座)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： JICA研修生の受入れ)) ○ 9. 調査研究(主な事項：)) ○ 10. その他(主な事項：))							

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人広島県男女共同参画財団		基金・基本財産額	61,000 千円	
設置年月日	昭和63 年 8 月 23 日		出資者	広島県, 女性団体	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 民間団体の組織化((2)へ) 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催 7. その他 { 主な事項： }
--

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 名称等： 広島県の男女共同参画をすすめる会 無	加盟団体数	31団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無	会 員 数	把握していない
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 交付先 : }
7. その他 { 内容： }

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容： }
--

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	26年度予算 (千円)	27年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	60,919	76,611	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0065 %	0.0077 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	無
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	無
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	有
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	有
	(5) その他(内容:)	有

↓ 上記1~4で「有」の場合、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 役員に占める女性割合に関する項目			
	② 管理職に占める女性割合に関する項目			
	③ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定			
	⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)			
	⑥ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		
	⑦ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑧ 短時間正社員制度の導入			
	⑨ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑩ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績			○
	⑪ その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		有	無
選定等の基準	1 役員に占める女性割合に関する項目	無	
	2 管理職に占める女性割合に関する項目	無	
	3 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	有	
	4 その他「登用促進等」に関する項目	有	
	5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	有	
	6 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)	有	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	有	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	有	
	9 短時間正社員制度の導入	有	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	有	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	無	
	12 その他	有	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度、広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	有	→ 有の場合、具体的名称 働く女性応援隊ひろしま
2	現在はないが、今後検討する		

17 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 広島県の男女共同参画に関する年次報告
公表周期	1 年	
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他()	

18 平成27年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 広島県男女共同参画審議会 ・	今後の男女共同参画に関する施策等について	10人	年4回
2. 広報啓発 ・ 男女共同参画に関する資料展示 ・ 男女共同参画社会づくり推進事業 女性に対する暴力をなくす運動資料展示 情報誌「エソール」、メールマガジン「エソール ほっと通信」への掲載	①県立図書館, ②合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)において, 男女共同参画に関する資料及びパネル等を展示。 (第1回)学習院大学教授・脇坂明さんによる講演会「女性活躍とワーク・ライフ・バランス ～組織はどう取り組めばよいか～」 (第2回)法政大学教職課程センター長・尾木直樹さんによる講演会 県立図書館において, 女性に対する暴力をなくす運動に関する資料展示。 男女共同参画に関する県関係事業の紹介	(第1回)120人 (第2回)1,000人	①6/9～6/28 ②6/29～7/9 (第1回)6月4日 (第2回)12月5日 11月10日～12月6日 随時
3. 講座 ・ ・			
4. 相談事業 ・ ・			
5. 情報収集・提供 ・ 「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の発行 ・	男女共同参画の推進状況及び実施状況を取りまとめた年次報告を公表		8月
6. 苦情処理 ・ ・			
7. 交流促進 ・ ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
10. 調査研究 ・ ・			
11. その他 ・ 市町男女共同参画行政主管課長等会議の開催 ・	県の施策説明及び市町間の情報交換等	47人	6月4日

都道府県名	広島県
-------	-----

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成27年4月1日現在	平成27年5月1日現在	その他:平成27年6月1日現在	○
-------------	-------------	-----------------	---

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成	25	年	11	月	29	日	～	29	年	11	月	28	日
副知事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)																

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成27年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、27年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1 都道府県防災会議(会長を含む)	58	2	3.4		
都道府県防災会議(委員のみ)	57	2	3.5		
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	1	7.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	18	0	0.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	3	1	33.3	
2 国土利用計画地方審議会	13	4	30.8		
3 土地利用審査会	7	3	42.9		
4 都道府県交通安全対策会議	22	1	4.5		
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	28	9	32.1		
7 精神医療審査会	25	10	40.0		
8 都道府県生活衛生適正化審議会	14	6	42.9		
9 都道府県医療審議会	0	0			
10 准看護師試験委員	7	3	42.9		
11 麻薬中毒審査会	0	0			
12 地方社会福祉審議会	31	10	32.3		
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	7	35.0		
14 国民健康保険審査会	9	4	44.4		
15 都道府県農業共済保険審査会	0	0			
16 都道府県森林審議会	11	4	36.4		
17 都道府県建設工事紛争審査会	16	6	37.5		
18 建築審査会	7	3	42.9		
19 都道府県建築士審査会	8	3	37.5		
20 都道府県都市計画審議会	13	3	23.1		
21 開発審査会	7	3	42.9		
22 私立学校審議会	10	4	40.0		
23 石油コンビナート等防災本部	34	1	2.9		
× 24 公害健康被害認定審査会					
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
× 26 都道府県児童福祉審議会					
27 地方港湾審議会	49	2	4.1		
× 28 土地区画整理審議会					
29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
30 介護保険審査会	33	12	36.4		
31 道府県固定資産評価審議会	9	4	44.4		
32 感染症の診査に関する協議会	24	11	45.8		
33 警察署協議会	252	98	38.9		
× 34 土地収用事業認定審議会					
35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	3	50.0		
36 国民保護協議会	54	2	3.7		
× 37 地方独立行政法人評価委員会					
× 38 市街地再開発審査会					
× 39 都道府県職員委員会					
× 40 自然再生協議会					
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
43 留置施設視察委員会	6	2	33.3		
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	11	1	9.1		
45 指定難病審査会	0	0			
46 小児慢性特定疾病審査会	0	0			
合計	818	236	28.9		

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	8	2	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	9	3	33.3	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	75	13	17.3	